

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

- ・介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書の提出について
- ・令和8年 介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。(厚生労働省所管)
- ・介護事業所等に対するサービス継続支援事業の事前申請の受付は9月30日(水)までです！
- ・令和8年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】受講生募集中！
- ・「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」にて実施する ①訪問介護員等補助者同行支援 ②防犯機器等導入支援 について補助金の申請受付を開始しました！
- ・★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★(1)R8年度交付申請を受付中！未申請の事業者はお早めに (2)対面説明会・相談会について(3)伴走型申請支援について
- ・地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業について
- ・「令和8年度 生産性向上に向けた人材育成セミナー ～人材育成の仕組みづくり～」(動画配信形式)
- ・令和8年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内
- ・令和8年度日本版BPSDケアプログラム介護サービス事業所経営層等向けセミナーの御案内
- ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターからのお願い

お知らせ

令和8年9月1日発行第266号

○介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書の提出について

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金の交付を受けている場合は、提出期限までに実績報告書をご提出ください。

提出期限:

令和8年9月30日(水曜日)23:59まで

提出物:

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 実績報告書

提出先:

東京都

※八王子市内の事業所・施設、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業についても東京都が提出先になります。

提出方法:

福祉局ホームページに掲載している提出フォームよりご提出ください。

詳細については、ホームページに掲載している事務連絡等をご確認ください。

○東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業(令和8年度繰越分)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kaigo/tinnage/hojo>



二次元コードからアクセスできますー

○令和8年 介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。（厚生労働省所管）

介護サービス行政の推進に役立てるため、厚生労働省は、全国の介護サービス施設・事業所を対象に、介護サービスに関する実態調査を実施します。調査結果は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるための資料として活用されます。調査へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【調査について】

調査の詳細については、以下の厚生労働省の案内をご覧ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/fukushikaigochousa.html>

【調査方法】

○以下の日程で調査票が届きます。

回答期限までに、調査日「令和8(2026)年10月1日」現在の状況をご回答ください。

事業を開始した時期	調査票が届く時期	回答期限
令和8(2026)年5月1日以前	9月下旬から10月上旬	10月16日
令和8(2026)年5月2日から9月30日	11月中旬	12月4日

○この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージ」が、各介護サービス施設・事業所に調査票を送付し回収します。

○全ての調査票で、政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) からオンライン回答ができます。

【調査・回答に関するお問合せ】

調査についてのお問合せは、直接、こちらの事務局にお願いします。

厚生労働省 福祉・介護施設調査事務局

開設期間: 令和8(2026)年9月24日(木曜日)から12月28日(月曜日)まで

月曜日から金曜日まで(祝日を除く) 10時から18時まで

連絡先: 0120-577-714 (通話料無料)

○介護事業所等に対するサービス継続支援事業の事前申請の受付は9月30日(水)までです！

お知らせ

東京都では、物価上昇の影響がある中でも事業所や施設がサービスを円滑に継続できるよう、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」(令和7年度に実施していた暑さ対策・電動アシスト自転車への補助を含む)を実施しております。(5月号・6月号にてご案内済)

事前申請は、**令和8年9月30日(水)**までとなっております。申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても補助金交付ができないため、対象期間中に経費が発生する見込みがあり、本補助金の活用を希望される場合は、必ず期日までにご申請ください。

1. 事業について

物価上昇の影響や、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが出来るよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援を行うことを目的とし、取組を行う都内の介護事業所等に対し、補助金を交付します。

2. 対象事業所・対象経費・補助単価等

「5. 事業 HP・問い合わせ先」に掲載している HP をご確認ください。

3. 補助対象期間

令和8年4月1日から令和8年11月30日までに購入した物品等に要する経費

※ただし、加算メニューⅠ(訪問系暑さ対策)については令和8年1月1日から令和8年11月30日までに購入した物品等に要する経費が対象となります。

4. 申請方法

現在、事前申請フォームからの事前申請を受付中です。(9月30日〆)

詳細については、「5. 事業 HP・問い合わせ先」に掲載している HP をご確認ください。

※本補助金は、法人単位での申請となっております。

事業所単位でご申請頂きますと、申請を一旦取り下げて頂かない限り、フォームの仕様上同一法人内の他事業所が申請できなくなりますので、ご注意頂きますようお願い申し上げます。

5. 事業 HP・問い合わせ先

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/keizokusien>

東京都介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局

TEL 0120-62-3938

受付期間 9:00～18:00(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く)

本事業はアデコ株式会社に委託して実施いたします。

○令和8年度 介護職員スキルアップ研修【実践編】受講生募集中

お知らせ

1 研修の目的

高齢者介護において、その人らしい暮らしを支えるためには介護職や医療職との連携は不可欠です。日常生活を支援する介護職員には、高齢者の心身の変化にいち早く気づき適切に医療職につなげる役割が期待されます。

そこで、本研修では、職場内の職員育成にあたる中堅職員が、高齢者の医療的知識や医療職との連携のポイントについて実践的に学ぶことで、職場全体における介護の質を高めることをめざします。

2 対象

都内に所在する以下(①～⑭)の介護保険事業所において A、B、C の条件を全て満たした方

A:介護職員として実務に従事していること

B:介護福祉士等の資格を有すること

C:研修受講後に事業所内での伝達研修を行えること

①訪問介護事業所(夜間対応型含)	②訪問入浴介護事業所	③通所介護事業所(認知症対応型、地域密着型含)
④通所リハビリテーション事業所	⑤短期入所生活介護事業所	⑥短期入所療養介護事業所
⑦認知症対応型共同生活介護事業所	⑧小規模多機能型居宅介護事業所	⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
⑩特定施設入居者生活介護事業所 (包括型、地域密着型含。ケアハウス、有料老人ホーム 及びサービス付高齢者向け住宅)	⑪介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所含)	⑫介護老人保健施設
⑬介護医療院	⑭看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	

3 研修受講の流れ (①～⑤の全課程ご参加願います)

①講義動画視聴 (収録型 WEB 研修)	配信期間: 令和8年11月4日(水)10:00～11月20日(金)17:00	
②動画視聴後 レポート提出	令和8年11月20日(金)〆切 (Google フォームより提出) ※提出いただけない場合は③講義・演習に参加いただけませんのでご注意ください。	
③講義・演習 (Zoom によるライブ型 WEB 研修)	第1回(定員 75 名)	第2回(定員 75 名)
	令和8年12月1日(火) 13:30～16:00	令和8年12月11日(金) 13:30～16:00
	※各回とも内容は同じです。	
④事業所にて 伝達研修を実施	演習終了後～令和9年1月下旬までに実施	
⑤伝達研修報告書を提出	令和9年1月29日(金)〆切 (Google フォームより提出)	

4 受講料 無料

5 定員 75 名/各回

6 内 容

	科目名(時間)	内容・講師
収録型WEB研修	高齢者の日常生活における介護の気づき(90分)	脱水や低栄養状態、誤嚥性肺炎など、高齢者に多い症例を出しながら、介護職員として医療知識の有無が高齢者の生活の質にどのような影響を与えるかを考え、高齢者自身がその人らしく暮らすために必要な医療知識を学ぶ。 医療法人社団つくし会理事長 新田國夫 氏
	高齢者の日常生活を支える介護における気づき(実践編)(70分)	医療的知識に基づく高齢者の心身の変化に対する気づきの幅を広げ、利用者一人ひとりに即したケアを行うために必要な視点を学ぶ。 元 株式会社テテ いきいき訪問看護ステーション 宮近郁子 氏
ライブ型WEB研修 Zoomによる	医療介入への気づきと状態の観察とその対応(130分)	利用者の日々の変化に医療的ニーズがあることに気づき、観察の視点や利用者の健康状態の確認方法について学ぶ。 元 株式会社テテ いきいき訪問看護ステーション 宮近郁子 氏

7 申込み〆切 **令和8年9月16日(水)** ただし、定員になり次第締め切ります。

8 申込方法

- ① 各施設・事業所ごとに発行されているID・パスワードで「けんとくん」にログインし、受講申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。
- ② 研修のお申込み状況は、「けんとくん」ログイン後の「申し込み確認」からご確認いただけます。
- ③ 「けんとくん」に団体登録がお済みでない法人・事業所は下記の URL にアクセスし、「新規団体登録」をお願いします。ID、パスワードが発行されるまで、2～3 営業日かかる場合があります。申込締切日を勘案のうえ、手続きをお願いします。

【新規団体登録 URL】<https://www.kentokun.jp/>

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター研修室(小林・結城・横山)
〒112-0006 東京都文京区小日向 4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター
TEL:03-5800-3335 研修受付システム「けんとくん」 <https://www.kentokun.jp>



○「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」にて実施する ①訪問介護員等補助者同行支援 ②防犯機器等導入支援 について補助金の申請受付を開始しました！

お知らせ

東京都では、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策として、訪問系介護サービス事業所を対象とした「令和8年度訪問介護員等補助者同行支援補助金」及び「令和8年度訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」を実施します。

この度、補助金の申請受付を開始しましたのでお知らせいたします。

ぜひ活用についてご検討ください。

なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。

補助金名	①訪問介護員等補助者同行支援	②防犯機器等導入支援
対象事業者	交付申請日時点で都内において下記サービスの指定を受けている事業所 ①・②共通 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援 ①のみ（今年度から新たに補助対象になりました！） 介護予防支援、介護予防ケアマネジメント	
対象経費	カスタマーハラスメントに対応するため複数人による訪問を行った際に同行者に支払う謝金 ※ただし、次の（１）から（３）までに掲げる要件のいずれにも該当すること。 （１）利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、複数人による訪問が必要であると知事が認めること。 （２）利用者からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースにもかかわらず、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意が得ることが困難であり、介護報酬の加算等が適用できないこと。（※複数人による訪問に係る介護報酬の加算等の算定が可能なサービスに限る。） （３）補助の対象となる謝金を受領する同行者が、実施要綱に定める介護事業者向けカスタマーハラスメント対策説明会（以下「対策説明会」という。）を聴講すること。	訪問介護員等に対するハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の初度整備に係る経費 （１）防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 （２）防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末 （３）ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト（月額使用料等）等に係る経費は補助対象外とする。
補助額	1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額（1時間当たり1,700円を上限とする。）	1事業所あたり10万円まで

補助率	4分の3	2分の1
申請方法	事業の詳細や申請方法については、東京都ホームページをご確認ください。 https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/customer_harassment  【交付申請期間】 令和8年10月16日（金）まで（予定） なお、<u>申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。</u>	
お問合せ先	東京都介護現場カスタマーハラスメント対策強化事業補助金事務局 03-6630-7865	

(1)R8年度交付申請を受付中！未申請の事業者はお早めに

(2)対面説明会・相談会について

(3)伴走型申請支援について

(1)令和8年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

これまで多くのご申請をいただき、現場で従事されている介護職員の方からもご好評いただいております。未申請の法人におかれましては、お早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

【令和8年度交付申請 受付期限】 12月28日(月)まで

● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【事業概要】

○ 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

○ 職員1人当たり年間最大 24 万円

(月1万円＋勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

(2)対面説明会・相談会について

過年度を含め本補助金の申請を行ったことがない事業者様を対象に、補助金の制度及び申請方法に関して、対面にて説明会及び相談会を開催します。

マイページの作成方法がわからない、必要書類に不明点がある、オンライン申請の操作に不安がある等、申請に関する個別のご相談ができる相談会もあわせて実施します。

これまで申請を行ったことがない事業者様におかれましては、ぜひ参加をご検討ください。

※様式の作成や申請を代行するものではありません。

開催予定	第1回	第2回	第3回
日程	終了しました	9月17日(木) 現在、申込受付中です。	10月21日(水) 9月下旬から受付開始予定
場所	池袋	立川	池袋

(説明会内容)

第1部: 補助金の制度概要や申請方法の基本的な流れ、及び翌年度に必要となる実績報告方法の説明

【午前の部】10:00～11:20

【午後の部】14:00～15:20

第2部: 個別相談会 ※希望者のみ

【午前の部】11:30～

【午後の部】15:30～

●東京都居住支援特別手当事業 申請支援について(令和8年度)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html>

対面説明会・相談会の受付・お問い合わせ

03-6821-1760(9:00~17:30)

※9月1日~9月30日の月・金は19:30まで

※土曜日、日曜日、祝休日は除く

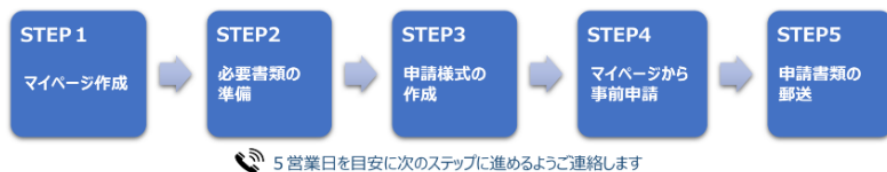
(3)伴走型申請支援について

就業規則を改定したけど申請方法や申請様式の作成で行き詰っている…とお困りのご担当者様へ、事務局が個別にサポートします！

窓口は9月中の月・金は19時30分まで(9月中の火~木及び10月以降は17時30分まで)開設しており、ご都合にあわせてご利用いただけます。

具体的には、以下のSTEP1~5の申請完了に至るまでの手続きについて、電話連絡によりご希望を踏まえながら支援しますので、ぜひご活用ください。

※様式の作成や申請を代行するものではありません。



●東京都居住支援特別手当事業 申請支援について(令和8年度)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html>

(対象) 令和8年度未申請で、居住支援特別手当に係る就業規則等の改定を既に済ませている事業者様

(実施期間) 令和8年9月1日(火) ~ 12月28日(月) ※お申し込みは11月6日(金)まで

伴走型支援の申請・お問い合わせ

03-6821-1760(9:00~17:30)

※9月1日~9月30日の月・金は19:30まで

※土曜日、日曜日、祝休日は除く

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○地域を支える「訪問介護」応援事業における補助金事業について

お知らせ

東京都では、訪問介護員不足が深刻化する中、地域包括ケアを支える重要な訪問介護サービス等を支援し、人材確保定着を図ることを目的として「地域を支える『訪問介護』応援事業」を実施しております。本事業の一環として、「令和8年度訪問介護等サービス提供体制確保支援事業」の補助金事業を実施いたします。

訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業所が対象となります。

※訪問入浴介護は下記補助対象事業のうち、(2)ウのみ対象となります。

●補助対象事業

(1)人材確保体制構築支援事業

- ア 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援
- イ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

(2)経営改善支援事業

- ア 経営改善の支援
- イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援
- ウ 介護人材・利用者確保のための広報・採用活動に関する支援

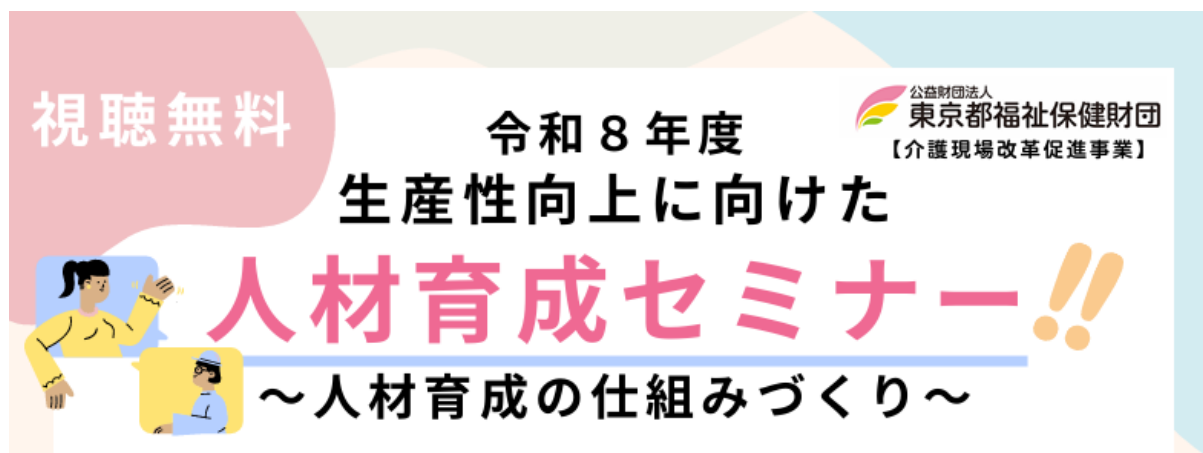
下記ホームページから御確認の上、本補助金の活用について御検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。(ホームページは随時更新いたします)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houmonkaigoservice>

現在、申請受付事務局の設置準備を進めております。運用開始後に改めて御案内いたしますので、対象経費等詳細については、申請受付事務局設置後にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

○ 「令和8年度 生産性向上に向けた人材育成セミナー
～人材育成の仕組みづくり～」 （動画配信形式）

お知らせ



「リーダーってなんだか大変そう・・・」、「OJTって具体的に何をすればいいの?」、「人事給与制度ってどうやって構築すればいいの?」など、お悩みの事業所さまへ、解決のポイントをお伝えいたします。

	配信内容	対象	時間	主な内容(予定)
1	生産性向上に向けた人材育成セミナー	経営層 管理者層 法人管理部門向け	60分 (予定)	・これからの介護経営と生産性向上の本質 ・人材育成は経営戦略として取り組む ・リーダー人材の発掘・育成・活躍サイクル ・介護現場における人事給与制度の基本構造 ・人事制度・キャリアパスを機能させる方法 ・OJT・キャリアパス・人事評価制度ー都内事例
2	リーダー層向け人材育成セミナー	リーダー層向け	40分 (予定)	・現場主役の改善活動 -なぜ今、生産性向上なのか- ・人材育成とチームづくり -人が育つ現場のつくり方- ・OJTという実践的な学び -日々の関わりが人を育てる- ・これからの介護リーダー人材像 -AEWIに向けた人材育成-

- ・受講決定時に視聴用のパスワード等をメールにてお送りいたします。なお、視聴用のパスワード、動画 URL 等を施設・事業所内で共有いただければ、どなたでもご視聴いただけます。
- ・下記 QRコードまたは URL から、「オンライン受付システム」にログインし、**施設・事業所毎**にお申込みください。

【オンライン受付システム】

<https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/genbakaikaku/>



- 配信期間: 令和8年9月25日(金曜日)～令和9年1月13日(水曜日)
- 対象事業所: 都内介護事業所
- 動画時間: 約100分
- 申込最終締切: 令和8年12月16日(水曜日)

【昨年度の受講者の声】



OJTの土台となるものを作ったまま
放置していたが、完成させるための
ヒントをもらうことができました！



日頃の指導にすぐ活かせる実践的な
内容で、今後の人材育成に自信を持
って取り組めるようになりました！



内容が具体的で大変分かりやすく、
人事評価の見直しの参考になりました！



日々の業務で自分自身が気を付ける
点や生かしたい点があって、内容が
とても分かりやすかったです！

●お問い合わせ

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様に応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー)

TEL: 03-3344-7275 FAX: 03-3344-8531

介護職場サポートセンターTOKYO ホームページ: <https://kaisapo-tokyo.jp/>

メール: genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp

○ 令和8年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和8年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】 東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

<R8年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野:訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目—5月29日(金) 2回目 10月30日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月17日(金) 申請期限は過ぎますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目—5月29日(金) 2回目 10月30日(金) 3回目 1月29日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月26日(金) 申請期限は過ぎますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や交流会 ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接お申込ください。 9月から新たに教育ステーションとして5ステーションを追加予定です。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進コース 受付終了しています。 (2) その他のコース 募集は秋頃を予定しています。 ※詳細は別途ご案内します。
	訪問看護人材確保事業	1月23日(土)開催予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施した「訪問看護師オンデマンド研修事業」のeラーニング研修の動画を公開しています。

		訪問看護職等のスキルアップのために、ぜひ活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE  ※本動画のリンクを、<u>関係者以外に広く共有することや、「公開」設定となっている再生リストへの追加はお控えください。</u>
--	--	--

「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内

東京都では、日本版 BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、第4期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。※9月28日(月)東京都 HP 掲載予定。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/>

【認知症チームケア推進加算について】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/shinkasan/>

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

<アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について>※第4期

【形 式】**e ラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和8年10月19日(月)～令和8年11月13日(金)**

【募集期間】令和8年9月28日(月)～令和8年10月12日(月)(予定)

【対 象】下記の2条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

- ① 令和8年3月31日時点でケアプログラムを利用していない区市町村に所在する事業所等であること(都外を含む)。

※ケアプログラムを利用している都内区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている都内区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/kushityouson/>

- ② アドミニストレーター養成研修終了後、フォローアップ研修に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

<令和8年度 第4期フォローアップ研修日程>

①1日目: 11月16日(月)午後→2日目: 令和9年1月25日(月)午後

②1日目: 11月30日(月)午前→2日目: " 1月20日(水)午前

③1日目: " 午後→2日目: " " 午後

④1日目: 12月22日(火)午前→2日目: " 2月25日(木)午前

⑤1日目: " 午後→2日目: " " 午後

※1日目・2日目はセットでの受講となります。(午前:10-12時/午後:14-16時)

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【10月12日(月曜日)】**までにお申し込みください。

<東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))>※再掲

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

【お問い合わせ先】※本事業は株式会社日本能率協会総合研究所に委託して実施いたします。

日本能率協会総合研究所 福祉・医療政策研究部

電話番号:0120-506-713(受付時間:10:00~17:00(平日のみ))

メールアドレス:JBPSD@jmar.co.jp

○ 令和8年度日本版BPSDケアプログラム介護サービス事業所経営層等向けセミナーの御案内

東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。

このケアプログラムは、興奮や妄想などの行動・心理症状、いわゆる BPSD を「ご本人の SOS サイン」と捉え、一人ひとりのニーズにあった認知症ケアを実現するためのものです。

この度、介護サービス事業所の経営者の方や管理者の方などを対象に、日本版 BPSD ケアプログラムを紹介するセミナーを開催します。施設系サービス向け及び在宅系サービス向けにそれぞれ開催しますので、ぜひこの機会に御参加ください。

＜介護サービス事業所経営層等向けセミナーについて＞

【形 式】会場参加又はオンライン参加によるハイブリッド開催

【目 的】介護サービス事業所の経営者及び管理者を対象として、日本版 BPSD ケアプログラムへの理解を深め、事業所全体での取組促進を図るため。

【費 用】無料

【定 員】50名(会場参加)※オンライン参加は定員なし

【プログラム】1. 認知症ケアプログラム事業概要説明

2. 日本版 BPSD ケアプログラムについて

3. 実践事例

4. 質疑応答

1 施設系サービス向け

日 時:令和8年9月9日(水曜日)13時30分から15時30分まで(受付13時から)

会 場:新宿 NSビル 30階 スカイカンファレンス ルーム 2

申込期限:令和8年9月4日(金曜日)

＜申込みフォーム＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/1723431>

2 在宅系サービス向け

日 時:令和8年9月14日(月曜日)13時30分から15時30分まで(受付13時から)

会 場:新宿 NSビル 3階 3-M 会議室

申込期限:令和8年9月9日(水曜日)

＜申込みフォーム＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/1725891>

開催案内チラシ

＜施設系サービス向け＞

[令和8年度日本版 BPSD ケアプログラム介護サービス事業所経営層等向けセミナー\(施設系\)](#)

＜在宅系サービス向け＞

[令和8年度日本版 BPSD ケアプログラム介護サービス事業所経営層等向けセミナー\(在宅系\)](#)

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/>

【認知症チームケア推進加算について】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/shinkasan/>

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/torikumi/careprogram/administrator/>

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症施策推進担当

電話番号:03-5320-4277

○「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内 & 東京都消費生活総合センターから のお願い

お知らせ

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

令和7年度の都内の消費生活相談件数は、前年度比約10%増の約14万5千件となりました。このうち、契約当事者が60歳以上の相談件数は約5万件で、全体の3割以上を占めており、高齢者をめぐる消費者トラブルは依然として深刻な状況にあります。

今後さらに高齢化が進むことで、高齢者の消費者被害が増加することが懸念されています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、または、早期に発見して被害の拡大を防ぐためには、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では地域包括支援センター、介護事業者をはじめ、地域の高齢者見守りネットワークの関係者の方々を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい消費生活相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応（消費生活センターへの相談方法等）

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2026年4月1日から2027年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「東京くらしWEB」(下記)を参照のこと。

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2026年4月1日から2027年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の1か月前までに下記申込先までメールまたはFAXを送付してください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

[●高齢者見守り人材向け出前講座 | 東京くらしWEB](#)

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL: 03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 協働連携事業担当

TEL: 03-3235-4167

■ 高齢者を見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い
消費生活センターをご活用ください！

消費生活センターは、消費者安全法に基づいて設置されている**行政機関**です。**相談は無料、秘密は厳守**されます。安心してご相談ください。

なお、ご相談は高齢者本人からでなくても構いません。「変だな？おかしいな？」と気付いたら、まずは見守っている方からご相談いただくことも可能です。

(消費者ホットライン)局番なしの**188** におかけいただくと、お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

<トップ⇒くらしに役立つリンク集 ⇒ 消費生活相談窓口>

(23区) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

(市・町) [東京都内消費生活相談窓口一覧](#) | [東京くらしWEB](#)

また、東京都消費生活総合センターでは「[高齢者の見守り](#)」のページで各自治体の取組や連携の事例などをご紹介します。ぜひご活用ください。

【東京都生活文化局消費生活部HP】東京くらしWEB

●[高齢者見守り](#) | [東京くらしWEB](#)

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331